

かすみがうら市告示第15号
令和7年2月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かすみがうら市長 宮嶋 謙

市町村名 (市町村コード)	かすみがうら市 (82309)	
地域名 (地域内農業集落名)	千代田地区 (志筑、新治、七会)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田は恋瀬川・天ノ川・雪入川の流域に広がり、おおむね平坦で団地性もある。畑地は、樹園地と畑との混在が随所に見られる。

農業者の高齢化や農業後継者の不足などにより、担い手が不足すると、将来、遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や認定新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。

担い手の不足や遊休農地化への対応が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田は、水稻やレンコンの生産を中心とし、畑地は、栗や梨等の果樹とさつまいも等の露地野菜の生産を中心としていく。

多様な経営体を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

企業参入等を視野に入れながら、農地を遊休農地化しないようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,259 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,259 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会、農政担当課などの関係機関が連携し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農協、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣による被害を防止するため、自衛対策として電気柵、防鳥ネット等の被害防止柵の設置を推進する。
 ②環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、有機農業を促進していく。
 ③ICTやロボット技術を活用し作業の効率化や品質向上を目指すため、スマート農業を進めていく。
 ⑤梨やぶどう等の果樹における後継者を確保するため、市の第三者継承促進事業を活用していく。

4 その他

・地域計画の変更に係る手続きについて 地域計画の変更の内容に応じて、その変更に係る手続きを協議の場(座談会)における協議にかえて、書面やHP等簡易な方法をとることができるものとする。
--